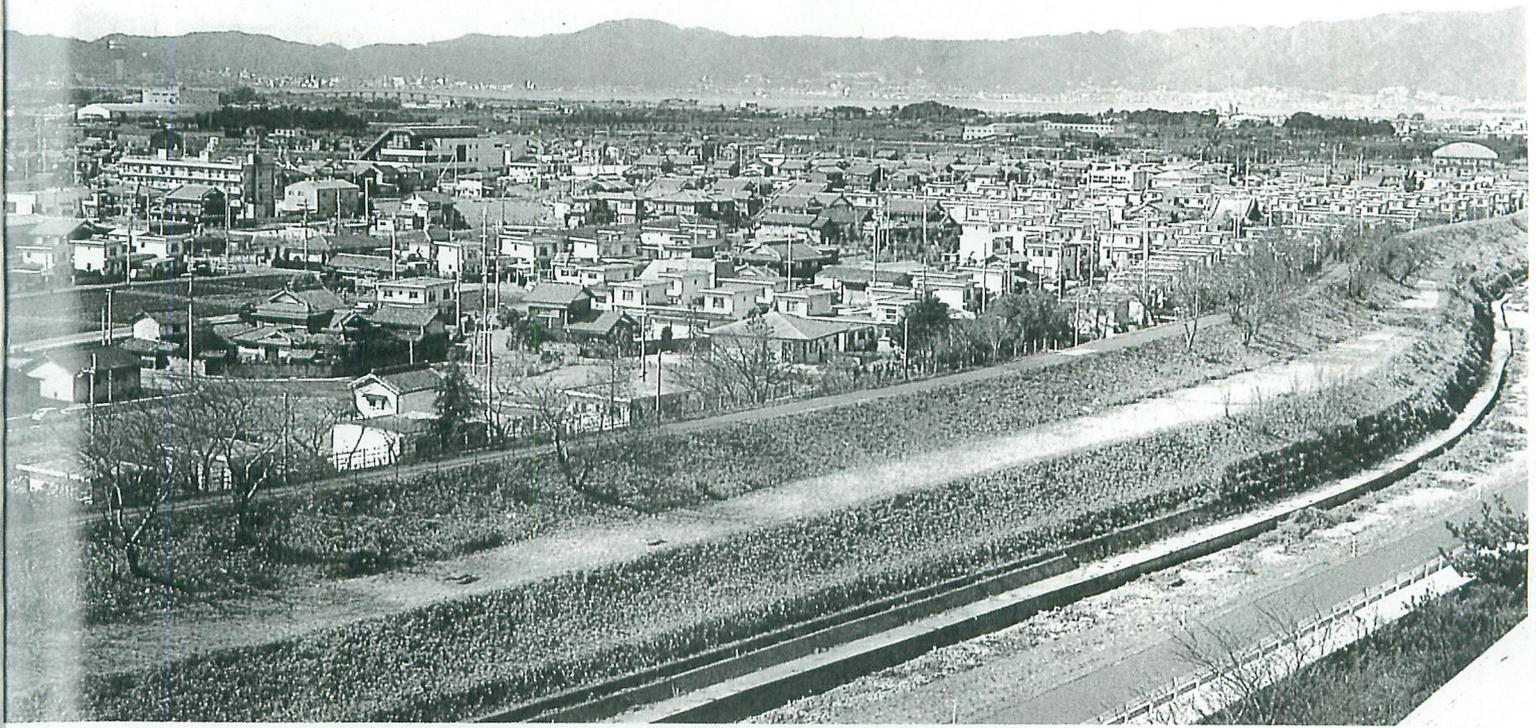


# 住みよい街づくりのために

地区改良事業のあゆみ

草 津 市



草津川上空より西方を望む（手前西一地区、後方木川新田地区）

## 序

国民的課題である同和問題の解決をめざして行う環境改善事業は、健康で文化的な生活を営むための生活基盤である環境を改善し、地域にからむ差別・偏見をなくすことです。すなわち、劣悪な環境を改善することは、心理的差別の解消、社会福祉の充実、経済生活の確立及び教育水準の向上などの諸施策の基底をなすもので、特に重要な意義をもつものです。

草津市においても、不良住宅が密集して衛生上、防災上からも劣悪な環境にあった地区を対象に昭和47年度から住宅地区改良事業を更に昭和50年度からは小集落地区改良事業にもとりくみ、不良住宅の解消をはかるとともに衛生的で良好な住環境の整備を行うなど、差別のない住みよい町づくりをめざして鋭意努力をしてまいりました。

本冊子が、これまでとり組んでまいりました地区改良事業の一端をご理解いただくうえで一助になれば幸甚に存じます。

昭和 63 年 3 月

草津市長 高 田 三 郎

# 目 次

## 序

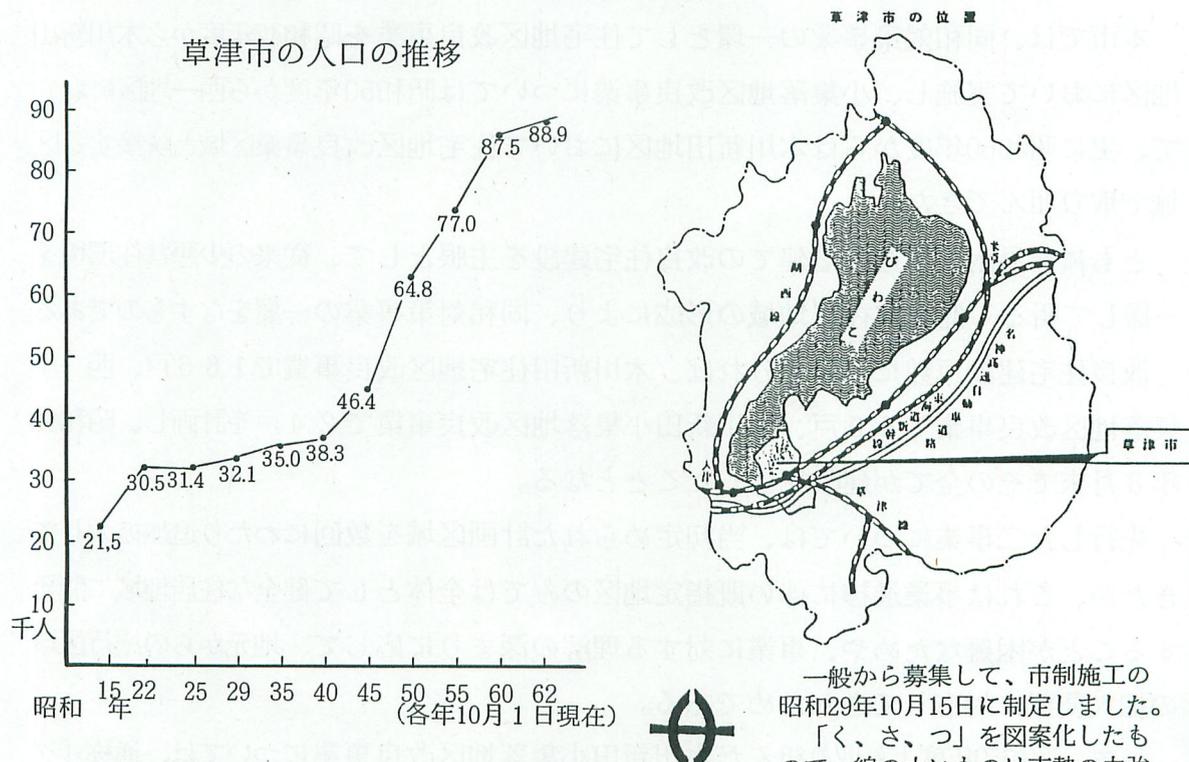
第1章	草津市の概要	1
第2章	事業総括	2
	住環境整備の制度と特徴	5
	地区改良事業の流れと手法	7
	改良住宅設計図	8
第3章	木川新田住宅地区改良事業	
	地域の概要	14
	事業の概要	15
	地区現況表	17
	建設計画図	20
	現況図	21
	土地利用計画	22
	事業の内容	23
	資金計画	24
	除却計画	28
第4章	西一小集落地区改良事業	
	地域の概要	36
	事業の概要	38
	地区現況表	41
	土地利用計画	42
	建設計画図	43
	現況図	44
	事業の内容	45
	資金計画	46
	除却計画	48
第5章	木川新田小集落地区改良事業	
	地域の概要	54
	事業の概要	56
	地区現況表	60
	土地利用計画	60
	事業の内容と資金計画	62
	建設計画図	63
	現況図	64
	除却計画	65

# 第1章 草津市の概要

本市は滋賀県の南部に位置し、東は栗東町、南は大津市、北は守山市に接し、西は直接琵琶湖に面している。

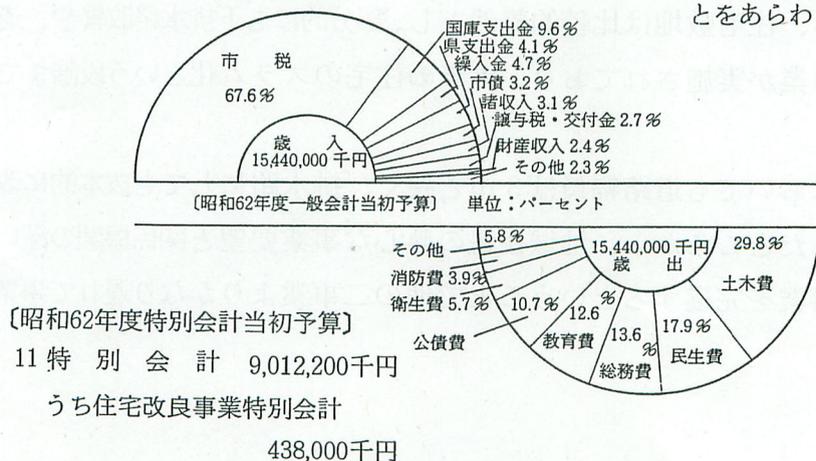
市の中央部は住宅と商業地帯、東は工業地帯、西は農業、漁業地帯に分かれている。その昔、東海道と中山道の分岐点であったため、東海道五十三次の宿場町として栄えてきた。

昭和29年10月に近隣1町5村が合併して市施行された。当時の人口は、わずか3万2千人、それが今では8万9千人と市の形態を大きくかわり、『活力ある調和のとれた市民都市』を目標にまちづくりを進めている。



一般から募集して、市制施工の昭和29年10月15日に制定しました。「く、さ、つ」を図案化したもので、線の太いものは市勢の力強さを示し、全体を横にすれば本市が日本の中央に位する、ということを示しています。

## 草津市の予算



## 第2章 事業 総括

住宅地区改良事業ならびに小集落地区改良事業は、ともに住宅事情の改善を中心として、住宅をとりまく公共施設などの整備充実を目的とする住環境整備事業に包摂される。特に、住宅地区改善事業は住環境整備の基本となる事業であり、今日の住宅政策の観点からだけでなく、市街地整備の観点において重要な役割を担うようになってきた。（昭和35年住宅地区改良法）

小集落地区改良事業は、同和対策長期計画（昭和44年7月閣議了解）を受けて具体化され、同和地区に限って住宅地区改良事業の採択要件を緩和して昭和45年予算補助として発足した事業である。この事業は、基本的には住宅改良事業の精神に立脚している。

本市では、同和対策事業の一環として住宅地区改良事業を昭和47年度から木川新田地区において実施し、小集落地区改良事業については昭和50年度から西一地区において、更に昭和60年度からは木川新田地区において住宅地区改良事業区域と隣接する区域で取り組んできた。

ともに簡易耐火構造二階建ての改良住宅建設を主眼として、従来の少悪な住環境を一掃して明るく健全な住居地域の形成により、同和対策事業の一翼をなすものである。

改良住宅建設戸数についてみれば、木川新田住宅地区改良事業で166戸、西一小集落地区改良事業で60戸、木川新田小集落地区改良事業で24戸を計画し、昭和63年3月末でその全てが建設完了したことになる。

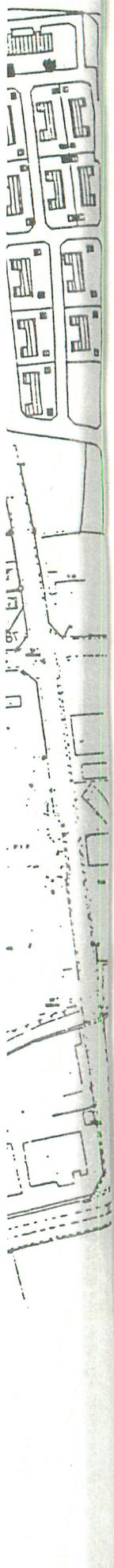
先行した二事業については、当初定められた計画区域を数回にわたり追加拡大してきたが、これは事業進捗に伴い既指定地区のみでは全体として健全な住居地域に開発することが困難なためや、事業に対する理解の深まりに応じて、地元からの施行区域の拡大要望に対応してきたためである。

一方、昭和60年度より取り組んだ木川新田小集落地区改良事業については、通称「グラウンド」と呼ばれる区域で、もともと学童の運動場であったところを第二次大戦後宅地化されたことから、住宅敷地は比較的整然とし、部分的にも下排水路改善や、道路拡幅などの環境改善事業が実施されており、大半の住宅のスラム化という段階までには至っていなかった。

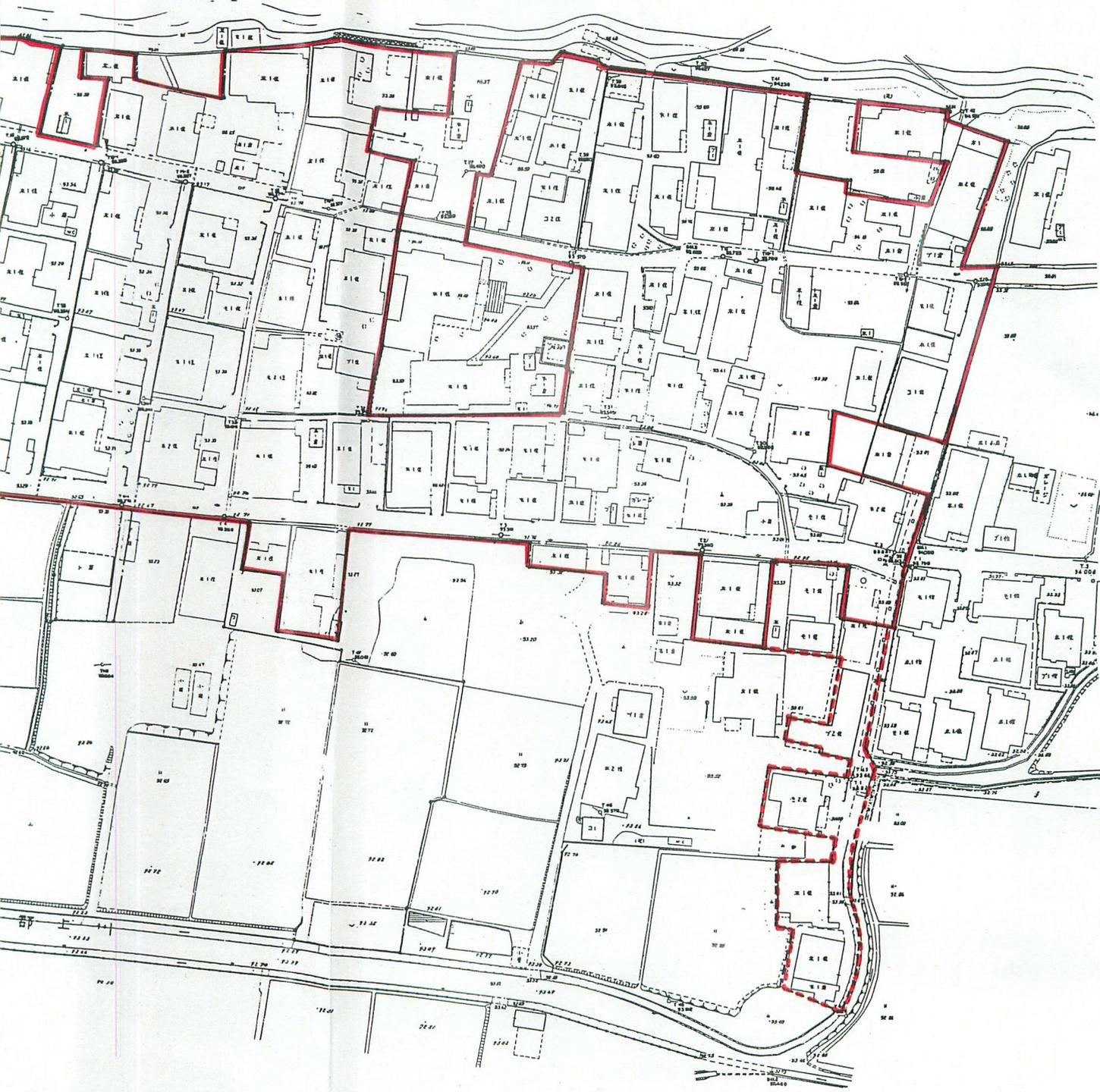
しかし、拡幅後においても道路幅員は3mと狭く、排水路にしても抜本的に改善されたわけではなかったところから、地域住民の熱心な事業要望と関係機関の深い理解を得て、短期間に事業を完遂するという一方で他の二事業よりかなり遅れて事業着手したものである。

# 現況図

木川新田



凡 例	
	当初指定地区
	追加地区





地区改良事業

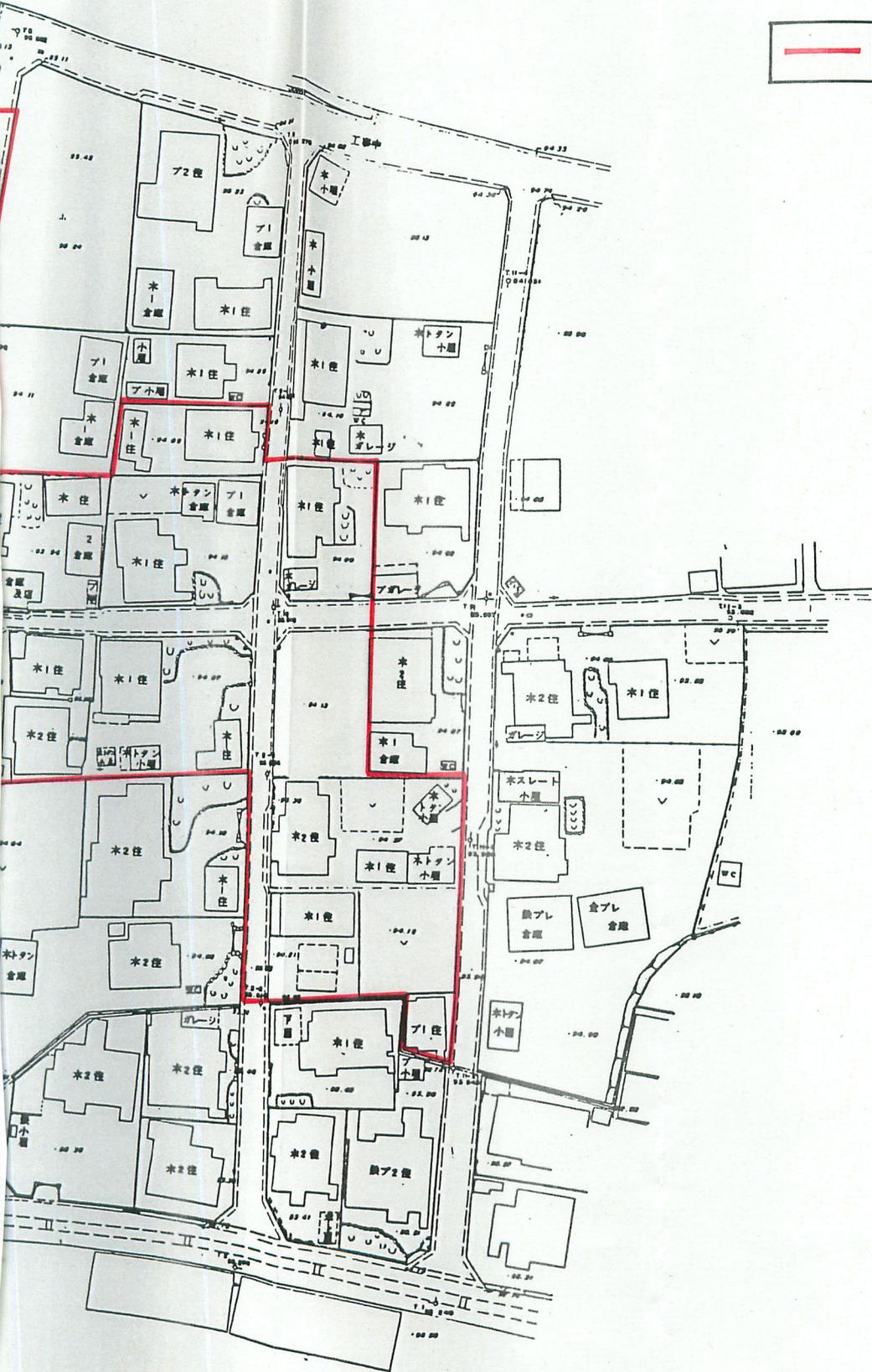
凡	例
	当初指定地区
	追加地区 (54年)
	追加地区 (57年)





現況図

— 当初指定地区



## 参 考 文 献

- 「木川新田の暮らしと福祉」

昭和42年 3月25日発行

編集発行 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

印刷所 宮川印刷株式会社

- 「滋賀の部落」第1巻 部落順礼

昭和49年 8月28日発行

編 集 滋賀県部落史研究会

発 行 者 滋賀県同和事業促進協議会

印刷所 上田印刷株式会社

昭和63年3月発行

編集・発行者

草津市草津三丁目13番6号

草津市住宅改良課

TEL 0775-63-1234

印刷所

マルキ印刷株式会社